

議案第18号

芽室町都市計画税条例中一部改正の件

芽室町都市計画税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成29年6月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例

芽室町都市計画税条例（平成18年条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第13項を附則第15項とする。

附則第12項中「第28項、第32項」を「第27項、第31項、第42項、第44項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第11項中「附則第2項及び第4項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第2項及び第5項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第3項、第5項及び第6項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第5項、第6項及び第8項」を「附則第7項、第8項及び第10項」に、「附則第8項」を「附則第10項」に、「附則第9項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とし、附則中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項を第9項とする。

附則第6項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第5項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第4項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とし、附則中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

- 2 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

（法附則第15条第45項の条例で定める割合）

- 3 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、附則中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に2項を加える改正規定（附則第3項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芽室町都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

説 明

地方税法等の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 一略一</p> <p><u>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</u></p> <p>2 <u>法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>(法附則第15条第45項の条例で定める割合)</u></p> <p>3 <u>法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>4と5 一略一</p> <p>6 <u>附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 一略一</p> <p>2と3 一略一</p> <p>4 <u>附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の</u></p>

改正案

課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合

現行

課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合

改正案	現 行
<p>における都市計画税額とする。</p> <p><u>9～11</u> 一略一</p> <p><u>12</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第10項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><u>13</u> <u>附則第4項及び第6項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第4項及び第7項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第5項、第7項及び第8項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第7項、第8項及び第10項</u>の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第10項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第10項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第11項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p><u>14</u> 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第27項、第31項、第42項、第44項</u>若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは</p>	<p>における都市計画税額とする。</p> <p><u>7～9</u> 一略一</p> <p><u>10</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第8項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><u>11</u> <u>附則第2項及び第4項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第2項及び第5項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第3項、第5項及び第6項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第5項、第6項及び第8項</u>の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第8項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第8項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第9項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p><u>12</u> 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第28項、第32項</u>若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則</p>

改正案	現 行
<p>第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>15 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、附則中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に2項を加える改正規定(附則第3項に係る部分に限る。)</u>は、都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第 号)の施行の日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の芽室町都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>13 一略一</p>